

【これからの地域支援事業のあり方について】

佐賀中部広域連合

第4期介護保険事業計画策定委員会

第2分科会資料

目 次

ページ

1	第3期計画における方向性と課題	1
2	在宅者の現状	2
	（1）在宅者の状況について	2
	①世帯の構成	2
	②日中独居の状況	2
	③介護が必要になった原因	3
	④認知症による問題行動の有無	3
	（2）介護予防事業について	4
	①介護予防事業の参加状況	4
	②参加したことがある介護予防事業と介護予防事業参加後の心身の状態	4
	③介護予防や身体状況の悪化防止に必要な取り組み	5
	④介護予防事業への参加意向	5
3	地域支援事業の実績	6
	（1）介護予防事業	6
	（2）包括的支援事業	9
	（3）任意事業	10
4	他都市で実施している地域支援事業の事例	14
	●「介護保険サポーター・ポイント制度」【東京都千代田区】	14
	●「わくわくクッキング事業」【東京都品川区】	15
	●「熟年者マナビ塾」【福岡県飯塚市】	16
	●「思い出ふれあい（回想法）事業」【愛知県北名古屋市】	17
5	これからの介護サービスに対する方向性	18

1 第3期計画における方向性と課題

第3期計画では、＜高齢者が介護が必要になっても、自分らしく暮らし続けることができる地域社会の構築＞が基本理念として掲げられています。

最近では、在宅介護における「老老介護」に加えて、「認知介護」が社会問題になっており、早急な対策が求められています。高齢者で介護サービスが必要な方について、その方々の認知症の有無や家族構成などを調べ、「老老介護」や「認知介護」の解消につなげる施策をとるべきです。

また、その中で、在宅サービスを受けながらも施設入所が必要だと感じる方々が、施設入所の申し込みを行い、施設待機者となっていますが、要介護度が高い方が入所優先度が高くなりますので、入所優先度が低くなってしまう要介護度が低い方、認知症がある方などの施設待機者について、必要な施策を講じることも必要となってきます。

また、療養病床転換等の介護・医療の両分野にまたがる大きな制度変更が平成23年度末までには行われることとなっており、その影響による介護難民が出ないためにも、具体的な施策を想定する必要があります。

佐賀中部広域連合の圏域では、介護保険3施設及び居住系サービスについて既に全国平均以上の整備が進んでおり、国が示す参酌標準を満たすには厳しい状況であり、ましてや、今後、新規での施設整備は非常に厳しい状況となります。

同時に、介護保険3施設への入所に係る重度者への重点化に伴い、入所待機者の状況に応じたサービス選択の誘導、入所待機者に対する支援等が非常に重要であると考えます。また、これらの入所待機者が居住する地域で介護を受けながら住み続けられるような新しい「住まい」のあり方について、長期的な視野に立った検討が必要であると考えます。

国では、地域密着型サービス、介護予防拠点などの介護保険関連施設の整備を進めるための交付金制度の事業活用を呼び掛けています。小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスや介護予防拠点の整備などが進められています。

2 在宅者の現状

在宅者の現状については、第1回目の策定委員会で示しました高齢者要望等実態調査結果の抜粋を掲げています。

(1) 在宅者の状況について

①世帯の構成

同居者の構成を見ると、在宅者（要支援）の27.2%、施設入所者の20.4%が「本人だけの単身（ひとり暮らし）世帯」と回答している。なお在宅者（要支援）では、65歳以上のみで構成される世帯が全体の47.4%に達している。

	調査数	同居者の構成					
		世帯（本人だけの暮らし）	み（本人の65歳以上の配偶者のみ）	み（本人の65歳未満の配偶者のみ）	以（本人の高齢者配偶者のみ）	その他の世帯	無回答
在宅者（要支援）	1,910	27.2	16.6	2.6	3.6	49.0	1.2
在宅者（要介護）	1,491	13.0	18.0	2.3	4.3	60.4	2.0
施設入所者	1,078	20.4	10.9	1.8	3.8	62.7	0.5
特定高齢者	822	18.2	23.0	2.6	3.2	51.9	1.1
一般高齢者	4,804	13.6	32.9	9.1	3.8	39.0	1.6

※「その他の世帯」：配偶者以外に65歳未満の者がいる世帯

	調査数	同居者の構成					
		世帯（単身暮らし）	世帯（夫婦のみ）	世帯（親世代の子世代）	世帯（親世代の孫世代）	その他の世帯	無回答
第2号被保険者	1,597	6.4	19.5	45.3	20.0	7.6	1.3

【前回調査】	調査数	同居者の構成					
		世帯（本人だけの暮らし）	み（本人の65歳以上の配偶者のみ）	み（本人の65歳未満の配偶者のみ）	以（本人の高齢者配偶者のみ）	その他の世帯	無回答
要支援者（在宅者）	3,813	19.1	15.6	2.1	3.7	58.8	0.7
要支援者（施設入所者）	1,250	19.1	9.4	1.7	4.6	64.6	0.6
一般高齢者	5,386	12.5	29.1	6.3	2.5	48.7	0.9

②日中独居の状況

日中独居の状況を見ると、在宅者（要支援）の場合は「自宅で、主に1人で過ごすことが多い」が57.7%と高くなっている。一方、在宅者（要介護）では「自宅で、主に誰かと過ごすことが多い」の割合が45.1%で最も高い。

	調査数	日中独居の状況					
		が自宅で、主に1人で過ごすことが多い	が自宅で、主に誰かと過ごすことが多い	と1人で過ごすことが多い	と誰かと過ごすことが多い	その他	無回答
在宅者（要支援）	1,910	57.7	36.0	0.8	2.9	1.7	0.9
在宅者（要介護）	1,491	26.1	45.1	0.5	16.2	10.2	1.9
特定高齢者	822	38.0	38.4	5.7	14.1	2.8	1.0
一般高齢者	4,804	20.7	50.8	2.4	14.7	10.5	0.9

③介護が必要になった原因

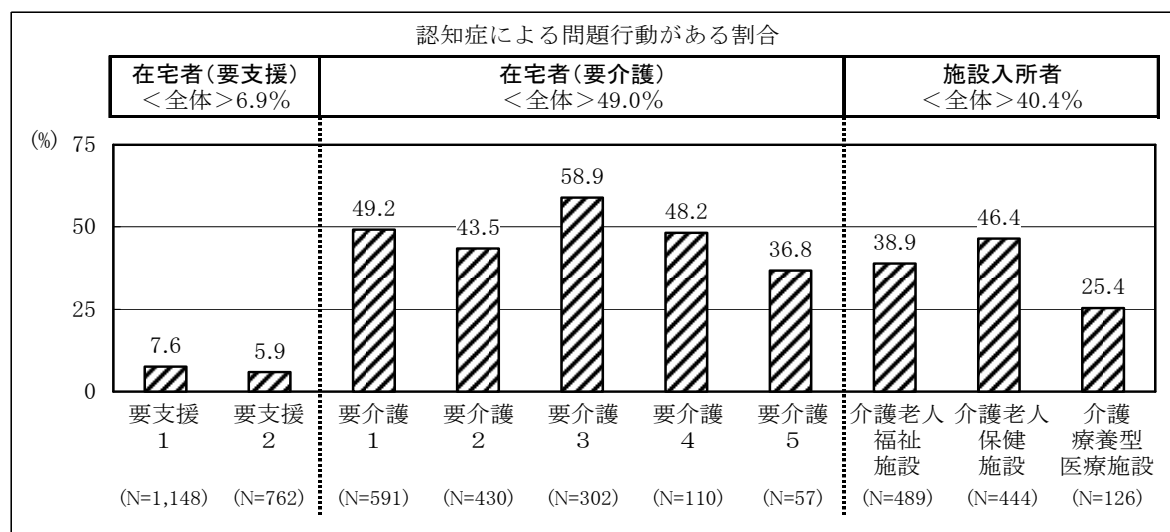
介護が必要になった原因を見ると、在宅者（要支援）は「リウマチ・腰痛・関節炎」（23.4%）や「骨折・転倒等」（21.6%）が多い。男性は「脳卒中(脳出血・脳梗塞・くも膜下出血)」(26.0%)、女性は「リウマチ・腰痛・関節炎」（26.3%）がそれぞれ第1位となっている。在宅者（要介護）と施設入所者は、「認知症」がそれぞれ27.9%、33.2%と最も多い。性別で見ると、どちらも男性は「脳卒中(脳出血・脳梗塞・くも膜下出血)」、女性は「認知症」が原因の第1位となっている。

(%)

		調 査 数	介護が必要になった原因										
			血 梗 塞 ・ く も 膜 下 出 血 ・ 脳	骨 折 ・ 転 倒 等	節 炎 リ ウ マ チ ・ 腰 痛 ・ 関	心 臓 病	等 管 支 炎 ・ ぜん そ く 慢 性 気	呼 吸 器 疾 患 （ 慢 性 気	高 血 圧	老 衰	認 知 症	そ の 他	不 明
在宅者 （要支援）	全 体	1,910	14.2	21.6	23.4	5.1	2.2	3.4	4.3	2.9	18.0	2.2	2.8
	男 性	427	26.0	11.7	13.1	5.2	5.4	1.6	4.4	3.7	23.2	2.6	3.0
	女 性	1,483	10.9	24.4	26.3	5.1	1.3	3.8	4.3	2.6	16.5	2.1	2.8
在宅者 （要介護）	全 体	1,491	21.0	12.0	9.1	3.6	2.1	2.0	4.4	27.9	14.0	1.7	2.3
	男 性	456	33.8	4.4	4.4	4.8	4.2	2.0	4.2	19.5	17.8	2.4	2.6
	女 性	1,034	15.4	15.4	11.2	3.0	1.2	2.0	4.4	31.6	12.2	1.4	2.2
施設 入所者	全 体	1,078	32.7	12.0	5.3	2.3	1.2	0.6	0.6	33.2	11.5	0.5	0.2
	男 性	205	47.3	6.8	1.0	2.0	1.5	0.5	0.5	22.9	17.1	0.5	－
	女 性	873	29.2	13.2	6.3	2.4	1.1	0.6	0.7	35.6	10.2	0.5	0.2
【前回】 要援護者 （在宅者）	全 体	3,813	19.0	16.4	19.3	4.3	2.3	2.9	4.2	11.8	16.3	2.2	1.2
	男 性	1,003	34.3	9.0	10.0	4.8	4.6	2.1	4.8	8.3	18.3	2.7	1.2
	女 性	2,810	13.5	19.1	22.6	4.1	1.5	3.1	4.1	13.1	15.6	2.1	1.2
【前回】 要援護者（施 設入所者）	全 体	1,250	30.7	13.6	5.8	2.3	1.8	1.1	1.5	27.7	14.7	0.4	0.3
	男 性	215	41.4	8.8	2.8	1.9	4.7	0.9	2.3	17.2	18.6	1.4	－
	女 性	1,035	28.5	14.6	6.5	2.4	1.2	1.2	1.4	29.9	13.9	0.2	0.4

④認知症による問題行動の有無

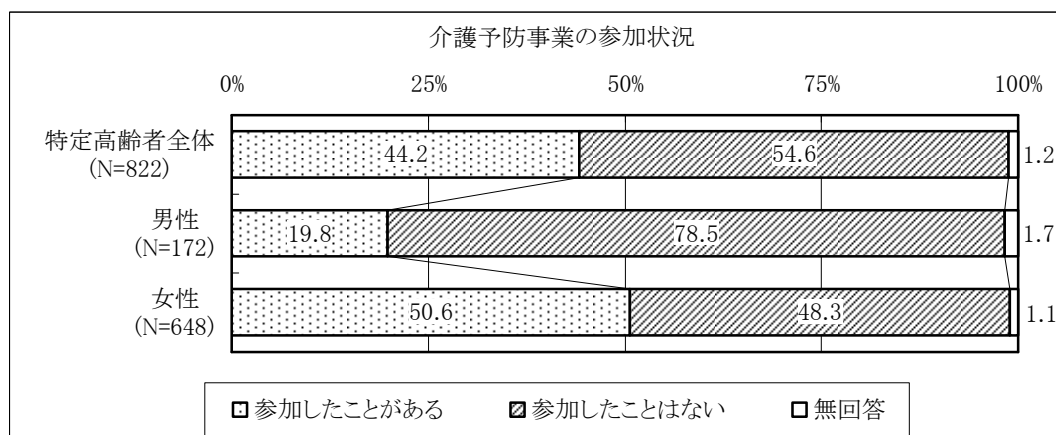
認知症による問題行動がある割合は、在宅者(要支援)では6.9%であるのに対し、在宅者(要介護)では49.0%、施設入所者では40.4%と、大きな違いが出ている。



(2) 介護予防事業について

①介護予防事業の参加状況

特定高齢者の介護予防事業の参加状況を見ると「参加したことがある」が44.2%となっており、女性は50.6%と男性（19.8%）に比べて30.8ポイント高い。

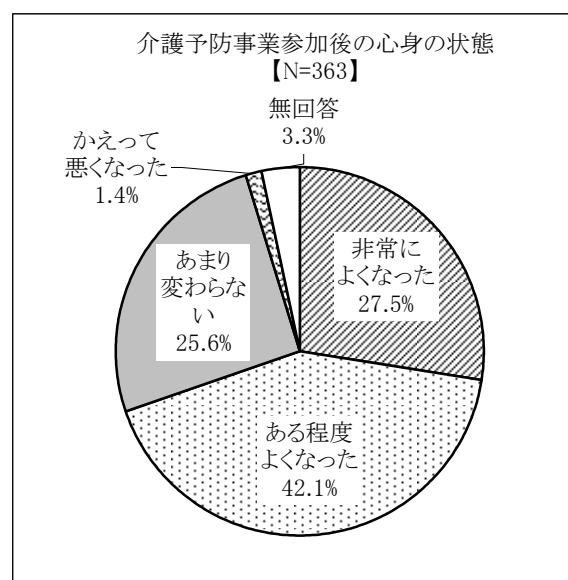
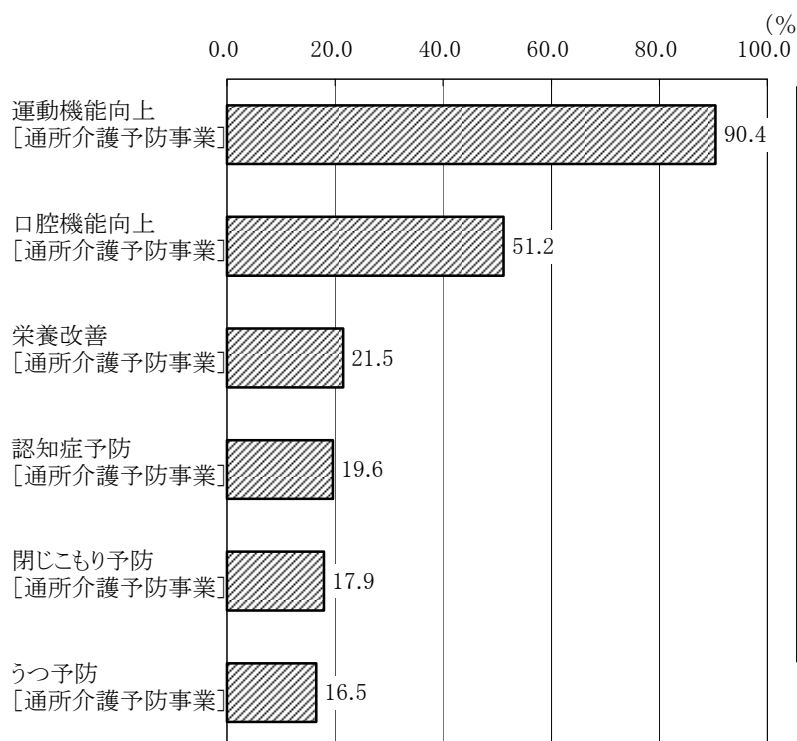


②参加过ことがある介護予防事業と介護予防事業参加後の心身の状態

参加过ことがある介護予防事業は、「運動機能向上（通所介護予防事業）」が90.4%と最も多く、次いで「口腔機能向上（通所介護予防事業）」が51.2%などとなっている。

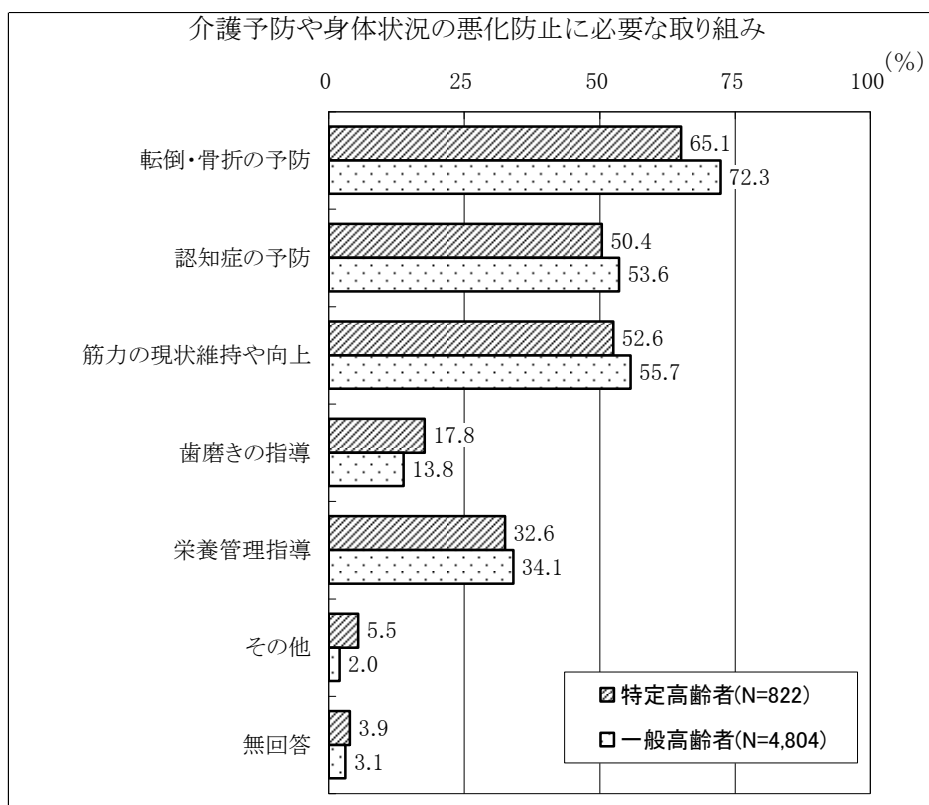
介護予防事業参加後の心身の状態は、「ある程度よかった」が42.1%と最も多く、次いで「非常によかった」（27.5%）、「あまり変わらない」（25.6%）の順となっている。

参加过ことがある介護予防事業：上位6項目【N=363】



③介護予防や身体状況の悪化防止に必要な取り組み

介護予防や身体状況の悪化防止のために必要な取り組みを見ると、特定高齢者（65.1%）も一般高齢者（72.3%）も「転倒・骨折の予防」が最も多い。



④介護予防事業への参加意向

市や町が実施する運動機能向上や栄養改善などの介護予防事業に対しての参加意向を見ると、特定高齢者（65.5%）と第2号被保険者（44.0%）は「参加したい」が最も多いが、一般高齢者の参加希望率は37.3%と、「わからない」の46.3%を下回っている。

(%)

	調査数	介護予防事業への参加意向			
		参加したい	参加したくない	わからない	無回答
特定高齢者	822	65.5	17.0	17.0	0.5
一般高齢者	4,804	37.3	14.8	46.3	1.6
第2号被保険者	1,597	44.0	11.1	43.0	1.8

3 地域支援事業の実績

(1) 介護予防事業

地域支援事業における必須事業である介護予防事業は、地域の高齢者（第1号被保険者）の中からスクリーニングされた「介護予防特定高齢者施策」と、すべての高齢者を対象とする「介護予防一般高齢者施策」に分けられます。

平成20年度において、佐賀中部広域連合及び構成市町が実施計画を立てている施策は以下のとおりです。

1. 介護予防特定高齢者施策	
(ア) 特定高齢者把握事業 訪問活動を担う保健師や主治医等とも連携しながら、事業の対象となる特定高齢者を把握するものです。 なお医療制度改革に伴い、平成20年度より「生活機能評価」は老人保健事業から介護保険の地域支援事業に位置付けられ、介護予防事業の特定高齢者把握事業として実施することとなっています。	【佐賀市】 ○特定健診受診者中から把握 ○高齢者福祉サービス利用者、介護認定非該当者に基本チェックリストを実施し、該当者に生活機能評価の受診勧奨 ○民生委員等から情報提供された人を保健師が訪問し、基本チェックリストを実施し、該当者に生活機能評価の受診勧奨 【多久市】 ○生活機能評価…特定高齢者の候補者となった方について生活機能評価検査を行い、特定高齢者の決定をする ○特定高齢者把握74訪問…特定高齢者を把握するため、74歳全員を訪問し、基本チェックリストを聴取することで実態を把握し、必要な方には介護予防事業への参加を勧奨する 【小城市】 特定高齢者の生活機能評価における検査 [医療機関実施分]20年度計画…100人 [特定健診実施分]20年度計画…2,115人 【神埼市】 65歳以上の高齢者に、特定高齢者の対象となられるか地域包括支援センターで基本チェックリストを行い特定健診会場・医療機関で生活機能評価を実施 【吉野ヶ里町】 特定高齢者を早期に把握するために、生活機能評価を通年で受診する体制を整備し、受診者の利便性を図るため各種検診と一体的に実施する
(イ) 通所型介護予防事業 介護予防を目的として「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等に効果があると認められる通所型の事業を実施するものです。	【佐賀市】 特定高齢者把握事業により把握され、介護予防ケアマネジメント業務により、事業実施が適当とされた特定高齢者に対し、介護予防を目的として運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、その他の各プログラムを行う 【多久市】 ○お達者クラブ(運動器機能向上) 20年度計画…30人×4回×12月 ○思い出クラブ(認知症予防) ○かむかむ教室(口腔機能向上) 【小城市】 ○運動器の機能向上 ○認知症予防教室 ○栄養改善事業 ○口腔機能向上事業 【神埼市】 高齢者に対し、地域包括支援センターにより作成された介護予防マネジメントに基づき介護予防を目的として「運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上」を通所型による形態で実施する 【吉野ヶ里町】 特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者に対して、介護予防を目的として「運動器の機能向上」事業及び「栄養改善」プログラムを実施する。プログラムの実施は「事業者」に委託して行なう

(ウ)訪問型介護予防事業 閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある(またはこれらの状態にある)特定高齢者を対象に、保健師等がその対象者の居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施するものです。	【佐賀市】 特定高齢者把握事業により把握され、介護予防ケアマネジメント業務により事業実施が適当とされた特定高齢者(閉じこもり、認知症、うつ病等の(恐れがある者含む)高齢者)であって、通所型への参加が困難な者に対し、居宅を訪問し、必要な支援を行う 【多久市】 ○栄養改善事業 ○うつ予防支援事業 【小城市】 ○栄養改善事業 ○口腔機能向上事業 【神埼市】 閉じこもり、認知症、うつのおそれのある特定高齢者に対し、地域包括支援センターにより作成された介護マネジメントに基づき保健師等がその者の居宅を訪問してその生活機能に関する問題を総合的に把握し、必要な相談指導を実施する
(エ)介護予防特定高齢者施策評価事業 介護保険事業計画に定める「介護予防事業の効果による要介護者数の目標値」に照らして、介護予防事業の達成状況を検証することになっています。	【構成市町】 以下の各指標に基づき自己で評価を行なっている。 《プロセス指標》①特定高齢者の把握経路、②情報の還元、③住民の参画、④事業実施状況と見直し、⑤個人情報利用の保護、等 《アウトプット指標》①介護予防ケアマネジメント実施件数、②介護予防事業実施回数、③参加者数 《アウトカム指標》①新規申請者数、②新規認定者数、③軽度者数、④事業参加者のうち新規認定者数、⑤主観的健康感、⑥基本チェックリストの変化

2. 介護予防一般高齢者施策

(ア)介護予防普及啓発事業 パンフレットの作成・配布等を通して、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するものです。	
①介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの作成・配布	【多久市】 ○転倒予防教室 (CATV による広報) ○地域包括支援センターだより… 介護予防に対する知識を普及し意識を高める。全戸配付 【小城市】 ○広報誌発行 介護予防に関する知識・情報・事業内容を広報誌に掲載し、介護予防の普及・啓発を図る。発行回数:12 回(毎月発行) 【吉野ヶ里町】 ○パンフレット配布…高齢者世帯に介護予防パンフレットを配布する
②介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催	【佐賀中部広域連合】 ○介護予防講演会 ○介護予防テレビ広報 【佐賀市】 ○脳いきいき健康塾 簡単な計算や音読を地域の公民館等で実施 ○高齢者健康相談 老人福祉センターや地域の公民館・サロン等に出向き、健康相談を実施 ○ものわすれ相談室(毎週木曜日実施) 認知症に関することについて、専門の相談員が相談を実施 【吉野ヶ里町】 ○介護予防講習会 一般高齢者を対象として、運動指導を含めた講習会の開催

③介護予防の普及啓発に資する運動教室等の介護予防教室の開催	【佐賀中部広域連合】 認知症対策事業として、佐賀大学医学部と共同で事業を実施する マージャン教室のほか有効な事業を探り効果測定を図り検証を行う。 【佐賀市】 ○にこにこ運動教室 元気高齢者の生活習慣の改善を図ると共に運動習慣を身に付ける機会とする 【多久市】 ○げんきアップさー来る インストラクターの指導のもとに柔軟性、筋力アップのための運動を行い、心身ともにますます元気に暮らせるようになるための教室を開催 【神埼市】 ○介護予防教室 介護予防に関する相談や教室を実施
④介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体の配布	介護予防手帳の配布が国の事業では想定されているが、現在のところ本広域連合では実施していない。
(イ)地域介護予防活動支援事業 介護予防ボランティア等の人材育成のための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業等を実施するものです。	
①介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修	【小城市】 ○シニア健康づくりリーダー養成講座事業 希望する高齢者に体力測定や運動等の講話や実技を行い、体力測定等の方法を体得させ、地域の高齢者のリーダーとして自主的に介護予防に資する活動の育成、支援を行なう 【神埼市】 ○介護予防に関するリーダー養成講座 自主的な介護予防に関する人材を育成し、活動を支援する 【吉野ヶ里町】 ○ボランティア育成研修会 介護予防に関するボランティア等の人材を育成のための研修会
②介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援	【吉野ヶ里町】 ○介護予防教室 認知機能の改善・維持を図るとともにウォーキング等の有酸素運動との組み合わせにより、効果的な介護予防活動に努める
③社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施	現在のところ地域支援事業では実施していない。 国の事業では、高齢者が介護施設や在宅等において、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、当該活動実績を評価したうえでポイントを付与し、蓄積したポイントを介護サービスや保険料に充てる事ができる
(ウ)介護予防一般高齢者施策評価事業 原則として、年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を実施することになっています。	【構成市町】 以下の各指標に基づき自己で評価を行なっている。 《プロセス指標》①介護予防に関する普及啓発、介護予防に資するボランティア・組織等の②把握、③連携、④リーダーの育成、⑤支援 《アウトプット・アウトカム指標》各事業ごとの開催回数、参加者数等

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの考え方

身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を可能とし、認知症ケアや地域ケアを推進するために「地域包括支援センター」が創設されました。

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のうちの包括的支援事業（①介護予防事業のマネジメント②介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援③被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業④支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援）の4事業を、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置されるものです。

設置者は、保険者又は地域支援事業（包括的支援事業）の実施を保険者から委託を受けた者となっており、概ね人口1.5万人～3万人に1か所が設置の目安となっています。

② 地域包括支援センターの状況

本広域連合では、地域包括支援センターが今後の市町の高齢者保健福祉に関する中核的な役割を果たすものと位置付けています。また、中立・公平性の確保、関係部署との協力及び介護予防事業との連携等の利点を考慮して、現状では各構成市町に地域包括支援センターを設置し、サービスの質の確保を図っています。

本広域連合では、中部広域連合圏域全体の地域包括支援センターの運営に関する運営方針の協議を行うため、佐賀中部広域連合が設置する運営協議会と、構成市町それぞれの地域の実情に合わせたセンター運営を行うために協議を行うため、各市町ごとに設置する、「地域包括支援センター運営委員会」があります。この運営協議会と運営委員会がそれぞれの役割を担い、連携して、本広域連合内の地域包括支援センターの運営にあたっています。しかしながら、新制度発足当初のためマンパワー確保不足などの諸問題もあり、その機能が十分に発揮されたとはいえません。

今後、本広域連合と地域包括支援センターとの連携はもとより、地域包括支援センター相互の連携が不可欠であるとともに、ますますその関係が重要になることから、域内が一体となって地域包括支援センターのかかえる課題の検討や情報等の共有化を図っていきます。

③ 総合相談支援・権利擁護業務

平成19年度実績

(単位:件数)

	佐賀中部 広域連合	佐賀市	多久市	小城市 北部	小城市 南部	神崎市	吉野ヶ里町
介護保険その他の保健福祉 サービスに関すること	13,671	9,489	2,590	306	142	768	376
権利擁護(成年後見制度)に関 すること	47	34	2	4	1	3	3
高齢者虐待に関すること	108	63	15	6	2	6	16

(3)任意事業

介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために以下の事業を行ないます。その他の事業については、構成市町の実情に応じた形態で実施します。

1. 介護給付等適正化事業	
真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。	【佐賀中部広域連合】 ① 調査員が、抽出された対象者宅を訪問し、利用状況等を把握し、利用者及び事業者に必要な助言・指導を行う ② 利用者及び居宅介護支援事業者から新規要介護認定者のサービス計画書の提出を受け、必要な助言・指導を行う ③ 縦覧点検及び医療情報との突合等により、適正化システムを活用して請求内容のチェックを行う ④ その他介護給付等の適正化に資する事業を行う
2. 家族介護支援事業	
(ア)家族介護支援事業 要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催するものです。	【佐賀市】 ○家族介護教室 高齢者が在宅生活を継続させるための介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等に関する知識・技術を習得させ、高齢者の在宅福祉の向上を図ることを目的とする 【多久市】 ○家族介護教室 【吉野ヶ里町】 ○家族介護教室 介護家族や介護に関心のある方に対して介護に関する知識・技術の習得や情報交換を行なうことで負担の軽減を図る
(イ)認知症高齢者見守り事業 地域における認知症高齢者見守り体制の構築を目的とした認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問などを行うものです。	【神埼市】 ○認知症高齢者見守り事業 自主的な介護予防に資する地域ボランティアの活動を支援する。
(ウ)家族介護継続支援事業 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見や、介護用品の支給、介護の慰労のための金品の贈呈、介護から一時的に開放するための介護者相互の交流会等を開催するものです。	【佐賀市・多久市・小城市・神埼市・吉野ヶ里町】 ○介護用品(紙おむつ)支給事業 [支給対象者] 常時失禁状態の高齢者(概ね 65 歳以上)、またはその高齢者を介護している家族で生活中心者の前年所得税が非課税の世帯

3. その他の事業

(ア) 成年後見制度利用支援事業 市町村申立てに係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行うものです。	【佐賀中部広域連合・構成市町で実施】 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施 【構成市町で実施】 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成 〔助成対象経費〕成年後見制度の市町申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の全部又は一部
(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業 福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び作成した場合の経費の助成等を行うものです。	【佐賀中部広域連合】 ○住宅改修支援事業 介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験２級以上に準ずる資格等を有する者など、居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要介護者・要支援者に対し、居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合に助成
(ウ) 地域自立生活支援事業	
① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の相談・指導・安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助を行う生活指導員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築するなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行うものです。	地域支援事業としては実施していない 佐賀市で高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）を高齢者福祉施策として実施。
② 介護サービスの質の向上に資する事業 地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス利用者のための相談などに応じるボランティア（介護相談員）として利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者との意見交換等を行うものです。	【佐賀中部広域連合】 介護相談員が、介護情報システム等により抽出した対象者宅を訪問し、利用状況等を把握し、利用者及び事業者に必要な助言・指導を行う
③ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 栄養改善が必要な高齢者（介護予防特定高齢者施策の対象者を除く）に対し、地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等に報告するものです。	【佐賀市・多久市・小城市・神埼市・吉野ヶ里町】 ○配食サービス（ネットワーク事業） 調理が困難な高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事の提供とともに、当該利用者の安否確認に係る費用の一部を助成する 〔利用対象者〕 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、自立支援の観点からサービスを利用することが適切であると市町村が認めたものとする

④家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業 高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時(24 時間・365 日)対応するための体制整備(電話受け付け、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーター等の配置)を行うものです。	地域支援事業としては実施していない。 構成市町で、高齢者福祉施策として緊急通報システム事業を実施 ○緊急通報システム事業 病弱なひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与。
⑤高齢者の生きがいと健康づくり事業 地域社会等において、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、地域の様々な社会資源を活用し、各種サービスを提供するものです。	
A 趣味の作品展等発表機会	【佐賀市】 ○高齢者趣味の作品展 高齢者の趣味による創作作品を広く募集し、これを展示することによって、高齢者の創作意欲の向上を図るとともに文化活動への参加を促し、もって、高齢者の生きがいづくりと認知症予防など健康の増進に資することを目的とする 【多久市】 ○高齢者趣味の作品展 生涯にわたって趣味を生かせるように、発表の場として趣味の作品展を開催する
B 高齢者スポーツ大会	【佐賀市】 ○高齢者スポーツ大会 高齢者を対象としたスポーツ大会を開催することにより、高齢者の健康と生きがいづくりを推進するとともに、相互親睦と社会活動への参加意欲の向上を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする 【多久市】 ○高齢者スポーツ大会 生きがいをもった生活ができるように、高齢者スポーツ大会を開催する 【小城市】 ○高齢者スポーツ普及事業 高齢者がスポーツを通して健康づくりと親睦を図るため、レクリエーション大会等を行なう
C サロン事業（委託方式）	【佐賀市】 ○高齢者ふれあいサロン事業 地域のボランティア団体等が、閉じこもりがちな一人暮らしや虚弱な高齢者等に対し、地域の公民館や集会所等において各種サービスを提供することにより、生きがいと健康づくり活動を推進し、もって社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る 【小城市】 ○高齢者ふれあいサロン事業 要援護高齢者及び家に閉じこもりがちな高齢者に対し、高齢者自らが生きがいを見つけ、地域とのつながりを保ちながら、引き続き自立した在宅生活を確保するために、保健センター、地区公民館を会場に実施する(社協委託) 【神埼市】 ○ふれあいサロン 市内の単位クラブ等を対象とし、公民館等を使用し実施 20年度計画…100箇所(予定) 【吉野ヶ里町】 ○老人クラブ地域活動事業(補助金) 町老人クラブ連合単位及び地域老人クラブ単位で、軽スポーツ、手芸教室等、独自の活動に取り組むことにより、閉じこもり・廃用症候群予防等地域レベルでの介護予防活動につながり、元気高齢者の増加を促進する

D 各種講座	【佐賀市】 ○老人センター各種講座 高齢者が福祉社会をより深く理解し、健康の増進、教育の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することにより生涯学び続けたいという学習意欲に応えると共に生きがいと健康づくりを推進する 【多久市】 ○高齢者趣味の講座 ○教養講座 ○気功教室 ○パソコン教室 ○好齢大学院 【小城市】 ○高齢者生きがいづくり講座 高齢者を対象に各保健センターにて趣味や教養の講座を開催し、生きがいづくりに努める ○老人クラブ健康教室 老人クラブ参加者を対象に、認知症予防などの健康教育を行い、高齢者の自立支援を進めていく
---------------	--

4 他地域で実施している地域支援事業の事例

● 「介護保険サポーター・ポイント制度」【東京都千代田区】

地域でいきいきと活動される高齢者を支援するため、介護保険サービス等のサポート活動する方を対象に、その活動をスタンプで記録し、ポイント化することで翌年の介護保険料に充てるための資金として現金でお渡しする制度です。

これをきっかけとして、積極的に地域活動に参加してはいかがでしょうか。

制度に参加する方は事前に登録が必要です。

【対象者】

千代田区の介護保険第1号被保険者（65歳以上）の方

【登録】

事前にちよだボランティアセンターによるオリエンテーションを受けた後、登録すると、『介護保険サポーター・ポイント手帳』が発行されます。

【活動】

サポーターとして活動をすると、活動時間に応じてポイント手帳にスタンプが押されます。

1時間の活動＝1スタンプ（1日2スタンプを上限）

【活動対象】

ポイントの対象となるのは、あらかじめ決められた施設及び団体での以下のような活動です。

- 1) 区内の介護保険サービス提供施設（一番町特別養護老人ホーム・一番町高齢者在宅サービスセンター・西神田高齢者在宅サービスセンター・特別養護老人ホームかんだ連雀・岩本町ほほえみプラザ・ジロール神田佐久間町）におけるレクリエーション指導・参加支援、お茶出しや配膳、話相手 など
- 2) なでしこ配食サービス・ふれあいクラブ・昌平ふれあいサロン・とまとの会における配食や手工芸等の活動
- 3) シルバートレーニングスタジオのいきいきリーダー

【換金】

毎年4月～3月までの活動記録を計算してポイント化した後、ご本人が介護保険料を滞納していないことが条件に、翌年度に現金でお渡しします。

1スタンプ＝100ポイント＝100円

※ただし換金は500円単位で行い、年間換金上限は5,000円です。

※スタンプやポイントは第三者に譲渡・売買することはできません。

●「わくわくクッキング事業」【東京都品川区】

【事業の目的】

区では、要介護認定を受けていないが身体機能が下がってきた高齢者に対して、介護予防事業を実施している。現在、デイサービスセンターを活用した事業を中心に、区民と協働した事業等、様々な区独自の介護予防事業を区内全域に展開している。

今回、新たな介護予防メニューとして、商店街の中で高齢者が買物や料理をすることにより、閉じこもりや認知症の予防に取り組む。これは、商店街と地域で活動をしているNPOとの連携により、地域に根ざした効率的・効果的な介護予防事業の実施を図るものである。また、地域商店街の振興・活性化にも役立てる。

【事業の内容】

わくわくクッキング事業（地域活動連携型介護予防事業）

- (1) 中延商店街の中にある会場に集まり、健康チェックをした後、中延商店街で買物・調理・昼食会を行う認知症予防・閉じこもり予防事業
 - ・ 定員10人、月2回（第2・第4土曜日）、3時間程度、期間6か月
 - ・ 会場「街のコンシェルジュ・街中サロン」
 - ・ 参加費500円（利用料200円＋食材費）
 - ・ スタッフ：調理スタッフ・介護職員等
 - ・ 事業委託予定先： NPOバリアフリー協会
- (2) 旧東海道品川宿周辺の商店街においても、空き店舗を活用して上記内容で実施予定。
 - ・ 事業委託予定先： NPO東海道品川宿

◇事業予算

予算額 13,048千円

（内訳）

- ・ 地域活動連携型介護予防事業 3,648千円
- ・ 上記(2)については、商店街空き店舗対策事業を活用
9,400千円（施設整備等）

●「熟年者マナビ塾」【福岡県飯塚市】

【事業の目的】

熟年者マナビ塾では、熟年者が小学校（余裕教室）に通い、学校の授業時間に合わせて、自主的に学習したり、学校支援ボランティアとして活動したりします。

このような活動を通して、熟年者の力を学習教育に活かしていき、児童の健全育成、開かれた学校づくり、学校の活性化、そして熟年者自身の生きがいがいづくりや健康増進を目的とし、元気で充実した熟年期を過ごしていただくことを狙いとしています。

【事業の内容】

- 場 所：小学校の余裕教室
- 期 間：毎週1回、学期単位で開催（1学期、2学期、3学期）
- 時 間：8:50～11:30（各学校の授業時間に合わせる）
- 運 営：自主学习・自主運営を原則とし、各塾に塾長（代表）及び会計を置く
- 会 費：1回につき100円（会計が徴収）

【活動の流れ】

■朝の教室清掃



■1時限目（8:50～）サーキットラーニングタイム

（脳活性化や身体機能維持のプログラムを実践）

- 詩、和歌、俳句、論語等の朗唱
- 百ます計算、漢字の書き取り、ローマ字練習
- 健康リズム体操 など
- ※学校支援がある場合は、支援活動



■2時限目（9:40～）わくわくタイム

（塾生同士が講師となり、自分たちが得意なことを、自分たちで楽しく学習する）

- 塾生自主学习（作品づくりなど）
- 学校支援の事前学習 ※学校支援がある場合は、支援活動



■3時限目（10:45～）学校支援タイム（ボランティア）

- 学校の要請により学校支援
 - ・環境整備支援（花壇づくり、図書整理、校舎の清掃・修理、植木剪定など）
 - ・教育活動支援（読み聞かせ、まるつけ等の授業補助、昔遊び伝承など）
- 支援がない場合には、わくわくタイムを継続



■帰りの清掃

【その他】

- ・給食交流については、自費で参加することができる。
- ・子供たちとの親睦を深めるためにも、校内では必ず名札を着用する。

●「思い出ふれあい（回想法）事業」【愛知県北名古屋市】

【事業の内容】

回想法事業とは、自らの経験や、昔懐かしい道具を教材にその体験を語り合う（回想することにより、介護予防、認知症防止に役立てようとするものです。

回想法は、欧米諸国より始まり、既にわが国でも臨床に応用されており、特別養護老人ホームや老人保健施設などで試みられていますが、地域ケアにおいて回想法を活用している自治体は、ほとんどないのが実情です。

【事業の概要】

- ・年4回の回想法のスクールの開校
- ・回想法センターの運営
- ・回想法の啓発（回想法キットの貸出、指導者養成研修の開催）
- ・いきいき隊（回想法スクール修了者）の支援、育成
- ・介護予防事業、世代間交流の取り組み

高齢者施策の中で、介護予防事業の一般高齢者施策として介護予防教室等とともに回想法事業を位置づけている

高齢者層の増加するなかで、閉じこもりがちな高齢者と健常高齢者が一緒に、「小学校の思い出」「昔の遊びの思い出」などテーマを決め、回想センターで、みんなで楽しみながら介護予防・認知症予防を図っているユニークな事業が行われています。

【回想法の効果】

回想法は、主に次のような効果を生むとされています。

○個人・個人内面の効果

○自我の形成、自尊感情の高まり、自分自身を快適にするなど社会的・対外世界への効果

○対人関係の進展、生活の活性化、環境への適応

また、認知症高齢者への療法的回想法の効果については、表情が豊かになる、情緒が安定する、意欲が出て問題行動の軽減につながると言われています。

さらに、回想法に従事している指導職員の変化、家族介護者の介護負担軽減も図ることができ、医療費や介護保険給付費の軽減などへと相乗効果を生むことも期待できます。

この回想法事業により、高齢者のQOL(生活の質)が向上し、介護予防へとつながれば、事業を実施する意義はとても大きいものと考えます。

【効果の目標】

- 虚弱高齢者の減少
- 寝たきり、認知症高齢者の減少
- 要支援、要介護認定者の減少
- 医療費、介護保険給付額の軽減

【効果を測定するアセスメントツール】

スクール参加者の効果を測るには、研究的に検証された手法を用いる必要があります、次に掲げる手法を用いて効果を測ります。（具体的には専門研究者の指導）

【事業の活用方法】

単にスクールでの実践に限らず、様々な事業、場所において積極的に回想法を取り入れて活用したいと考えています。

多角的な運用により、当該事業のコストパフォーマンス（対費用効果）は、余りある成果を残し、今後の事業の拡充につながると考えています。

■回想法キット……回想法を実践する際に、その教材となる懐かしい日常生活用具、電気具、文具や玩具等思い出を誘う道具を箱に詰めたもので、「スターターキット」を始め、テーマ別に「かま炊きごはんの思い出」「洗濯と裁縫の思い出」「着物の思い出」「小学校の思い出」「子どもの頃の遊び」「夏の思い出」等々のキットがあります。

5 これからの介護サービスに対する方向性

本広域連合は、地域に密着した介護や介護予防の観点からさまざまな地域資源を活用することによって、地域のバランスのとれた、高齢者を地域社会で見守っていく社会の構築を目指していきます。

そのため、次のような施策を想定しています。

(1) 在宅サービスを受けるための適切な誘導

介護サービス事業者には、広く民間事業者の参入が図られており、介護サービスの利用に当たっては、これらの事業者の中から利用者やその家族が自ら選択することになります。多くの介護事業者の中から自己にあった事業者を選択するためには、これらの事業者の情報を利用者や家族が容易に入手できることが必要です。

本広域連合においては、グループホーム等の入居状況をホームページに掲載しています。また、事業者情報については、独立行政法人福祉医療機構（ワム・ネット）において、名称、所在地だけでなくグループホームの第三者評価などもホームページに掲載されています。

今後は、これらの介護事業者の情報を利用者にとってより分かりやすいものとし、容易に活用することができるよう、ホームページなどで発信していきます。

(2) 高齢者福祉の向上

介護の総合相談窓口として設置される地域包括支援センターなど的高齢者福祉に関する関係機関と連携を図りながら、制度運営及びサービスの質の向上に反映させる仕組みづくりを進めていきます。

介護保険制度において、地域で住み続けられるサービス内容の確立を目指すためには、高齢者保健福祉事業と密接に結びつき、本広域連合と構成市町がこれまで以上の連携を図りながら、高齢者保健福祉事業、介護予防事業、介護保険事業の運営などを含む全般的な高齢者施策を展開していくことが重要です。

(3) サポーターやボランティア支援者の育成・支援

地域における活動を進めるうえで、サポーターやボランティアなど役割を果たす人材は、重要なものであり、その育成は、重要な課題と言えます。研修会や養成講座を実施し、知識を高め、活動を実践できる人材を養成・育成する必要があります。本広域連合では、構成市町との連携により実施した高齢者福祉事業で蓄積した成果をもとに人材育成を支援します。

(4) 高齢者活動環境の整備

高齢者がいつまでも活動的でいきいきとした生活を営むためには、地域のボランティア活動、健康づくり活動、交流促進活動、老人クラブ活動等の様々な活動を行っている社会資源が有効に活用できる地域ネットワークの整備が必要です。

これらのネットワークは、構成市町において、例えば地域包括支援センターなどにおいて整備されていくことを想定していますが、本広域連合では、これらが円滑に機能できるよう支援します。

(5) 均衡あるサービス基盤の整備

地域密着型サービスは、日常生活圏域を定め、圏域単位に整備すべきサービスの種類と量を定めることとなっています。広いエリアを持つ本広域連合においては、日常生活圏域ごとの介護サービスの標準化を保つため、計画に基づいて均衡ある整備を進めていくとともに、公正な方法により、質の高いサービス事業者を決定していきます。

その基盤整備にあたっては、それぞれの地域特性に考慮し、その地域の人的、物的資源を有効に活用し、それらを有機的に連携させるとともに、地域の事情や住民のニーズに配慮したサービス提供基盤の整備を進めるよう努めます。